

議案第78号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年10月5日より、住民票を有する全ての方にマイナンバーの通知カードが交付され、平成28年1月からは希望者に個人番号カードが交付される。いずれのカードも初回は無料で交付されるものであるが、紛失した場合等の再交付手数料をそれぞれ定めるもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表 (平成27年10月5日施行)

現行	第1条による改正後	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p>(33) 情報開示事務手数料 1件につき 300円 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p>(34) 個人情報開示事務手数料 1件につき 350円 1件名とは、個人情報収集手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p>(35) その他の証明手数料 1件につき 350円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p><u>(33) 通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p><u>(34) 情報開示事務手数料 1件につき 300円</u> 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p><u>(35) 個人情報開示事務手数料 1件につき 350円</u> 1件名とは、個人情報収集手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p><u>(36) その他の証明手数料 1件につき 350円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p></p> <p>追加 改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表 (平成28年1月1日施行)

第1条による改正後	第2条による改正後	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カード発行手数料 1件につき 500円</u></p> <p>(33)～(36) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円</u></p> <p>(33)～(36) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>